


あいち自然環境保全戦略

—生物多様性の保全と持続可能な利用を目指して—

平成21年3月

 愛知県

生物多様性の保全と持続可能な利用をめざして

地球には、3,000万種とも言われる多様な生命が育まれています。生命は、誕生以来、地球上の様々な環境とその変化に適応してきました。そして、生きものどうしの複雑なつながりを作り、そのつながりによって支えられてきました。多様な生きものが支えあって生きていること、それが「生物多様性」です。

私たち人類もまた、地球に暮らす生きものの一員として、生物多様性の恵みを受けて食糧を得、便利で快適な暮らしを実現してきました。

その「生物多様性」が、人類の様々な社会経済活動によって危機に瀕しています。地球温暖化などの影響によって、かつてない速度で自然環境の破壊が進み、生きものの絶滅が進んでいるのです。

平成4年、生物多様性の保全等に向けた国際的な枠組みとして、「生物の多様性に関する条約」が採択されました。また我が国では、平成20年6月に「生物多様性基本法」が公布され、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、人と自然の関係を再構築することや、生物多様性の保全と持続可能な利用についての基本原則が定められました。

一方、本県には、奥山から、里地里山、湿地湿原、平野、沿岸域・里海、河川・湖沼と豊かな自然環境が広がっています。その豊かな自然の恵みを受けながら、モノづくりや農業、水産業といった産業が発展してきました。今後、これらの豊かな自然の恵みを次世代に引き継いでいく必要があります。

この「あいち自然環境保全戦略」は、こうした背景のもと、人と自然の共生を目指していくための行動計画として策定しました。本戦略に基づき、木材や農産物、遺伝子資源などを始めとした自然の恵みを持続的に享受しながら、経済活動を維持していくために、総合的で長期的、そして国際的な視野に立った取組を進めることとしています。

平成22年10月、本県では「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)が開催されます。世界中から有識者が集まり、生物多様性条約に基づく取組の一層の発展に向けた議論が行われます。この歴史的な会議をきっかけとして、広く生物多様性についての理解と関心を深め、生物多様性の保全への配慮を浸透させていきたいと考えています。

そして、県民参加と産・学・行政の協働のもと、COP10の開催によって高められた環境への意識を推進力として、「人と自然の共生」の実現をめざしてまいります。



平成21年3月
愛知県知事

神田 直秋

CONTENTS

第1章 戦略策定に当たって

- 第1節 策定の経緯…………… 1
- 第2節 戦略の位置付け…………… 5

第2章 生物多様性の現況と課題

- 第1節 生物多様性の重要性と危機…………… 9
 - 1 生物多様性とは何か…………… 9
 - 2 生物多様性の重要性……………11
 - 3 生物多様性の危機……………12
- 第2節 本県の現況……………16
 - 1 地形・地質……………16
 - 2 植物・動物……………17
 - 3 生態系……………18
 - 4 希少野生動植物……………19
 - 5 移入種……………20
- 第3節 本県の課題……………21
 - 1 野生生物の生息・生育環境の保全と生態系ネットワークの形成……………21
 - 2 人との関わりや営みを通じた里地里山など身近な自然の保全・再生……………22
 - 3 絶滅のおそれのある種の保護と移入種への対応……………22
 - 4 地球温暖化の影響への対応……………23
 - 5 県民生活・企業活動における生物多様性への配慮の促進……………23
 - ① 生活行動における生物多様性への配慮……………23
 - ② 産業活動における生物多様性への配慮……………24
 - ③ 生物多様性に関する情報の収集と提供体制の整備……………24

第3章 目標

- 第1節 県土の将来像……………27
- 第2節 生態系ごとの将来像……………30
- 第3節 目標期間……………33

第4章 行動計画

- 第1節 基本的視点……………37
 - 1 統合的な考え方による取組……………38
 - 2 エコシステムアプローチの考え方による取組……………38
 - 3 多様な主体の参加と協働……………39
 - 4 長期的視野からの取組……………39
 - 5 広域的・国際的視野からの取組……………40
- 第2節 生物多様性の保全……………42
 - 1 生態系ネットワークの形成……………42
 - ① 重要地域の保全……………42
 - ② 生態系ネットワークの維持と形成……………47
 - ③ 水循環の再生……………48
 - 2 人の関わりによる里地里山・里海などの保全・再生……………51
 - ① 奥山生態系の保全・再生……………51
 - ② 里地里山生態系の保全・再生……………53
 - ③ 湿地湿原生態系の保全・再生……………55
 - ④ 平野生態系の保全・再生……………57
 - ⑤ 沿岸域・里海生態系の保全・再生……………58
 - ⑥ 河川・湖沼生態系の保全・再生……………61
 - 3 野生動植物の保護と管理……………63
 - ① 希少野生動植物の保護……………63
 - ② 移入種対策など……………65
 - ③ 野生鳥獣の保護と管理……………66

第3節 生物多様性の持続可能な利用…70

- 1 地域の持続可能な発展における生物多様性への配慮 ……70
 - ① 地域開発と生物多様性の調和 71
 - ② 企業活動における生物多様性への配慮の促進 ……73
 - ③ 企業活動における生物資源の利活用……75
- 2 農林水産業の多面的機能の発揮 76
 - ① 農業における取組 ……77
 - ② 林業における取組 ……80
 - ③ 水産業における取組 ……83

第4節 生物多様性を支える基盤づくり88

- 1 県民意識の醸成 ……88
 - ① 県民のライフスタイルの転換の促進 ……88
 - ② 環境学習・普及啓発の推進 …92
 - ③ 自然とのふれあいの増進……97
- 2 参加・協働の充実 ……99
 - ① 自発的な保全活動の促進 …99
 - ② 企業の社会貢献活動の促進101
 - ③ あいち森と緑づくり税を活用した森と緑づくりの推進……102
- 3 調査研究機能の整備・充実……104
- 4 地球温暖化の緩和と影響への適応 ……105

第5章 推進体制**第1節 様々な主体に期待される役割と連携…109**

- 1 県民 ……109
- 2 事業者 ……109
- 3 NPO・NGOなど ……110
- 4 研究者などの専門家 ……110
- 5 行政(県、市町村) ……110
- 6 連携方策 ……111

第2節 効果の評価と行動計画の点検 113

- 1 あいち自然環境保全戦略推進協議会(仮称) ……113
- 2 生物多様性に関するモニタリング 113
- 3 評価に基づく行動計画の点検 113

県土レベルの生態系ネットワーク ……115
形成のイメージ

資料編

- 行動計画 数値目標一覧 ……119
- 「あいち自然環境保全戦略」策定経過 122
- あいち自然環境保全戦略検討会
開催要綱……123
- あいち自然環境保全戦略検討会委員…126
- あいち自然環境保全戦略概要版 ……128



第1章 戦略策定に当たって

第1節 策定の経緯

■ 「生物多様性の保全」の必要性の高まり

地球上には未知のものも含めると3,000万種とも推定される多様な生きものが存在し、その一つひとつに個性があります。そして、私たち人間も含めそれぞれが網の目のように様々な関係でつながって生きています。これが生物多様性の姿です。

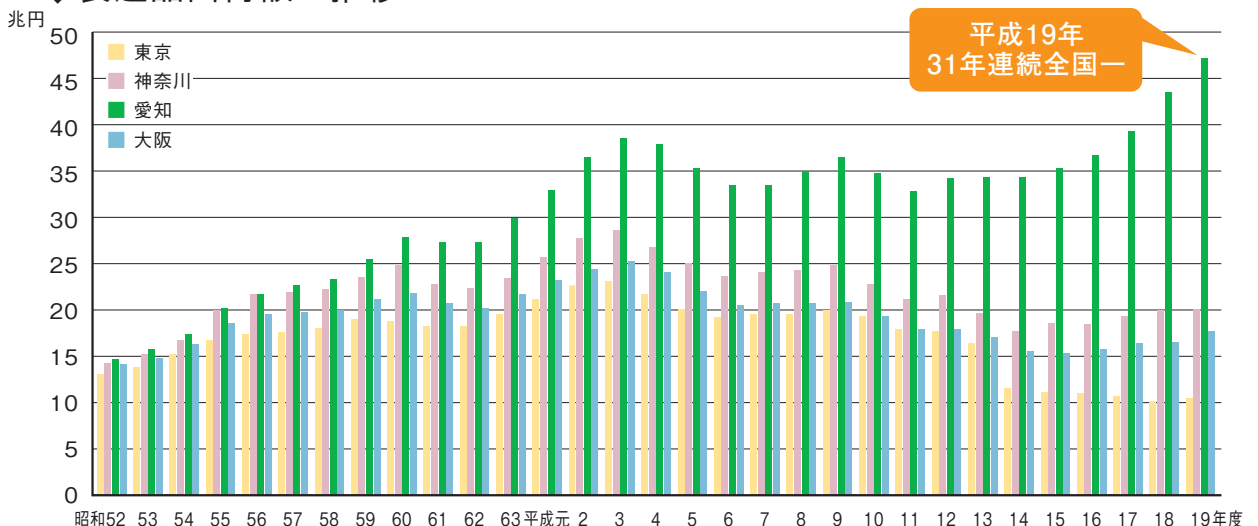
本県では、山地、丘陵地、平野、河川、海域など多様な地形が様々な自然環境、生態系をつくりだしています。そこには、様々な野生動植物が生息・生育しており、シデコブシ、シラタマホシクサなどの「東海丘陵要素植物群」と呼ばれるこの地域に固有の植物も生育しています。



シラタマホシクサ

こうした自然的基盤の上で、様々な暮らしの営みが積み重ねられ、本県は全国有数の産業県として発展してきました。製造品出荷額は31年連続で全国第1位の「モノづくり県」です。また、生きものに直接関わる農業分野では全国第5位の農業産出額であり、木材産業、水産業も盛んです。このような活発な産業活動により私たちの生活は支えられているのです。

◆ 製造品出荷額の推移



しかしながらその一方で、人の活動の影響により、野生動植物の個体数や生息・生育環境の減少、普通に見られた種の希少種化といった現象がおきています。また、人と自然の関わりの希薄化が自然環境に様々な影響を与えています。例え

ば、かつて人が手入れすることにより、人と自然が共生する独特の生態系が形成されていた里地里山では、生活様式の変化により薪や炭、肥料などを供給していた里山の利用価値は薄れ、手入れが行き届かなくなった結果、生態系の劣化が進んでいます。

さらに、移入種（国内外を問わず、他の地域から人為的に移入された動植物の種）による地域の生態系への悪影響も心配されています。

このように、私たちの身近なところで生物多様性の危機は確実に進んでいるのです。

◎農業産出額

区分	14年	15年	16年	17年	18年	19年	(億円)
第1位	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	(9,809)
2	千葉	千葉	千葉	鹿児島	鹿児島	千葉	(4,119)
3	茨城	茨城	茨城	茨城	千葉	茨城	(4,082)
4	鹿児島	鹿児島	鹿児島	千葉	茨城	鹿児島	(4,053)
5	愛知	新潟	愛知	愛知	宮崎	愛知	(3,154)
6	熊本	愛知	宮崎	宮崎	愛知	宮崎	(3,078)
7	新潟	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	(3,046)
8	宮崎	宮崎	青森	新潟	新潟	青森	(2,858)
9	栃木	栃木	新潟	青森	青森	新潟	(2,710)
10	岩手	福島	栃木	栃木	栃木	栃木	(2,634)

(資料：生産農業所得統計)

■ 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の改正

これまで本県では、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（「自然環境保全条例」、昭和48年3月）や同条例に基づく「自然環境保全等基本方針」（昭和49年3月）を始め、「愛知県立自然公園条例」（昭和43年3月）や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（「鳥獣保護法」、平成14年7月）などの的確な実施を通じて、自然環境の保全を図ってきました。

この間、平成12年3月には、自然環境保全等基本方針を改正して、希少野生動植物種の保護や里山など身近な自然環境の保全に関する取組の方向性を新たに追加し、これに基づき県版レッドデータブックの作成や、里山の保全活動を促すための人材の育成や啓発活動に取り組んできました。

また、平成18年2月には、自然環境の保全に総合的に取り組んでいくための方向性について愛知県環境審議会に諮問し、平成19年3月に「愛知県における今後の自然環境保全施策の基本的な方向について」の答申を受けました。

さらに、平成20年3月には、その答申の趣旨を尊重して自然環境保全条例を改正し、「自然環境の保全及び県土の緑化は、生命と暮らしを支える生物の多様性を将来の世代に継承し、県民がその恵みを持続的に享受することができるよう適切に行われなければならない」ことを自然環境保全条例の基本理念としました。また、希少野生動植物種の保護や移入種対策、生態系ネットワークの維持・形成（生きものの生息・生育空間やそのつながりを確保することにより生態系の一体的な保全を図るための取組）などの新たな取組の推進に関する規定も整備しました。

■ 国の動向

平成4年、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）に合わせ「気候変動に関する国際連合枠組条約」（気候変動枠組条約）と「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）が採択されました。日本は、平成5年5月に18番目の締約国として生物多様性条約を締結し、条約は同年12月に発効しています。

この条約は、熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機などが動機となり、生物全般の保全に関する包括的な国際枠組みを設けるために策定されたものです。同条約の目的には「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」に加えて、「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」が掲げられました。

日本は条約締結を受け、平成7年10月に最初の「生物多様性国家戦略」を策定し、平成14年3月には「新・生物多様性国家戦略」を策定しました。この新・生物多様性国家戦略では、国家戦略を「自然と共生する社会」を政府一体となって実現していくための総合的な計画として位置付けています。

そして、平成19年11月には、「第三次生物多様性国家戦略」が策定され、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向が定められました。この戦略では、生物多様性から見た国土の望ましい姿のイメージを「100年計画」として示すとともに、地方・民間の参画の必要性を強調し、それらを踏まえた上で、今後5年程度の間に取り組むべき施策の方向性を示しています。

また、平成20年6月には「生物多様性基本法」が公布されています。

生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図ることを目的として、生物多様性の保全と持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにしています。

また、「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独でまたは共同して、当該都道府県または市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（「生物多様性地域戦略」）を定めるよう努めなければならない」と定めています。

■ COP10開催を契機とする地域づくり

平成22年(2010年)には、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知・名古屋で開催されます。

COP10で議論される「生物多様性の保全と、その持続可能な利用」というテーマは、絶滅のおそれのある野生動植物の保護や里地里山の保全・再生など自然環境保全の分野に止まらず、農林水産業や製造業などの社会経済活動、教育といった県民生活の幅広い分野にわたります。この歴史的な会議の開催を契機として、生物多様性について理解と関心を深め、県民生活の隅々まで生物多様性への配慮を浸透させることによって、多様な主体による取組の機運を高めていきます。

また、海上(かいしょ)の森や藤前干潟の保全などの取組や、世界的なモノづくり産業の集積地である本県において、企業が様々な環境保全の取組を進めている姿を発信するとともに内外の優れた取組を紹介して、意識啓発を進めます。



海上の森(瀬戸市)

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催概要

- 【開催時期】 平成22年(2010)年10月11日(月)～29日(金)
 - ① カルタヘナ議定書締約国会合 10/11～10/15
 - ② 生物多様性条約締約国会議 10/18～10/29
閣僚級会合(10/27～10/29)
- 【開催場所】 会議場：名古屋国際会議場
関連事業など：愛・地球博記念公園、東山動植物園など
- 【参加規模】 約7,000名
各国政府関係者、国連関係者、NGO、報道関係者など
- 【主催】 生物多様性条約事務局(カナダ・モントリオール)
- 【会議趣旨】 締約国が概ね2年毎に集まり、生物多様性条約に係る国際的枠組みを討議・決定

第2節 戦略の位置付け

■ 先導的な行動計画

本県では、これまで、自然公園や自然環境保全地域に係る制度の適切な運用、野生動植物の保護・管理、あるいは、環境影響評価制度や宅地造成などの大規模開発に係る事前届出制度などを通じて、自然環境保全の配慮の徹底などの施策を推進してきました。

しかしながら、豊かな生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくためには、生物多様性の保全とその持続可能な利用について、総合的な取組を長期的な視点のもと計画的に推進する必要があります。

この戦略では、本県の地域特性を踏まえ、長期的な視点から県土の将来像を掲げ、その実現のための施策・取組を、「生物多様性の保全」「生物多様性の持続可能な利用」「生物多様性を支える基盤づくり」の三つの柱からなる行動計画として取りまとめました。

■ 県民協働で進める取組の羅針盤

この戦略の策定にあたっては、学識経験者、NPO、産業界などの有識者による「あいち自然環境保全戦略検討会」を開催し、専門的立場からその内容や課題について検討・整理していただきました。

また、県民を対象にしたタウンミーティングを平成20年11月に名古屋市、豊橋市で開催したほか、里地里山・野鳥・ため池・干潟などの保全に取り組んでいる保護活動団体、農林業・企業などの事業者団体からもご意見を伺ってきました。

この戦略に掲げた取組には、こうした過程の中でいただいた課題や具体的取組についての数多くの示唆をできる限り取り込んでおり、県民、NPO、事業者、行政など多様な主体が、生物多様性を始めとする自然環境の保全に取り組んでいく際の羅針盤の役割を果たすことを期待しています。



タウンミーティング 豊橋会場(平成20.11.29)

■ 生物多様性基本法に定める地域戦略

生物多様性基本法第13条では、都道府県及び市町村に対し、生物多様性国家戦略を基本とし生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないとしています。本戦略はこの生物多様性地域戦略としての性格を併せ持つものであり、第三次生物多様性国家戦略を基本としつつ、本県の地域特性を踏まえて策定しました。

TOPICS 1

生物多様性条約と 県民の意識

1992(平成4)年、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた「国連環境開発会議(地球サミット)」は、世界172ヶ国の代表や産業団体、非政府組織(NGO)など、参加者延べ4万人を越える国連史上最大規模の会議となりました。

会議では、「気候変動に関する国際連合枠組条約」(気候変動枠組条約)と「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)が採択され、地球温暖化や野生動物植物の絶滅などへの一般の関心が高まる契機ともなりました。

我が国は、平成5年5月、世界18番目に「生物多様性条約」を締結し、条約は同年12月に発効しました。平成21年3月現在の締約国数は191ヶ国・地域となっています。この条約は、熱帯雨林の急激な減少や種の絶滅の進行への危機感、生物資源の消失の危機感などが動機となり、生物全般の保全に関する包括的な国際枠組を設けるために作成されたものです。



条約の目的には、「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」に加えて、開発途上国の強い主張を背景に「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」が掲げられました。

この条約では、各国政府は「生物多様性国家戦略」の策定が求められており、我が国は、平成7年10月に策定しました。

生物多様性の保全は、私達の生命と暮らしを支える重要な問題ですが、地球温暖化と比べまだまだ広く知られていないようです。

愛知県の県政世論調査(平成20年7月・無作為抽出の県民3,000人を対象)では、生物多様性について「かなり知っている」は1.5%、「ある程度知っている」は10.9%で、合計で12.4%という結果になりました。

一人でも多くの人々が生物多様性を理解し具体的な行動を起こすことができるよう、意識啓発に努めていきます。



第2章 生物多様性の現況と課題

第1節 生物多様性の重要性と危機

1 生物多様性とは何か

私が両手をひろげても、
お空はちっとも飛べないが、
飛べる小鳥は私のやうに、
地面を速くは走れない。
私がからだをゆすっても、
きれいな音は出ないけど、
あの鳴る鈴は私のやうに、
たくさんな唄は知らないよ。
鈴と、小鳥と、それから私、
みんなちがって、みんないい。 （「私と小鳥と鈴と」金子みすず）

地球上の生きものは長い時間をかけて様々な環境に適応して進化し、未知のものも含めると3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの数え切れない生命は、一つひとつに個性があり、それぞれが網の目のように様々な関係でつながって、私たちが現在生活している地球の環境を支えています。

こうした、生きものがそれぞれ「みんなちがって、みんないい」という豊かな個性、それが生物多様性と考えています。

生きものがそれぞれの個性を生かして支え合う世界。それは貴重であるとともに、とても壊れやすい世界であり、私たち一人ひとりが気をつけて守っていかねばなりません。

生物多様性条約でも、生物多様性をすべての生きものの中に違いがあることと定義し、「生態系の多様性」「種間(種)の多様性」「種内(遺伝子)の多様性」という三つのレベルがあるとしています。

① 生態系の多様性

生態系の多様性とは、森林、里地里山、湿地、川、海、干潟など、各地に様々なタイプの自然環境があることをいいます。それぞれの場所には、その自然環境に適応した生態系が成立しています。



葦毛湿原(豊橋市)

県内では、シデコブシなどが生育している海上の森(瀬戸市)などの里地里山の生態系や、葦毛(いもう)湿原(豊橋市)、壺町田(いっちょうだ)湿地(武豊町)、小堤(こづつみ)西池(刈谷市)などの湿地湿原の生態系、国際的な渡り鳥の休息・中継地となっている藤前干潟(名古屋市)、汐川干潟(田原市)などの干潟生態系が特徴的なものになっています。



小堤西池(刈谷市)のカキツバタ

② 種間(種)の多様性



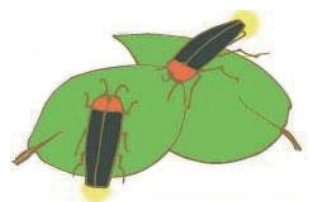
アカウミガメ

種間の多様性とは、色々な動植物の種が生息・生育しているという状況のことをいいます。ヒトやイヌ、ネコなども種の一つです。地球上に存在する多様な種は、すべてが現在の生態系を支える役割を担っています。種が一つでも欠けると、微妙なバランスの上に成り立っている生態系全体に影響を及ぼすおそれがあります。

本県で絶滅が危惧されている代表的な種としては、植物ではシデコブシやシラタマホシクサ、動物では、コノハズク、アカウミガメ、ウシモツゴなどがあります。

③ 種内(遺伝子)の多様性

同じ動植物の種でも、地域によって形や性質・行動などの特徴が少しずつ違うことがあります。例えば、同じゲンジボタルでも西日本と東日本では発光の周期が違い、西日本では2秒周期、東日本では4秒周期、中間の中部地方では2、3、4秒周期が混在しています。これらの違いは遺伝子の違いがもたらすものであり、種内の多様性といえます。こうした遺伝子の違いがあることで、生きものは環境の変化に対応して生き残っていくことが可能になります。



ゲンジボタル
西日本と東日本は発光周期が違います。

西日本	2秒周期	● ● ● ● ● ● ● ●
東日本	4秒周期	● ... ● ... ● ... ● ...
中部地方	2秒・3秒・4秒周期が混在	

海上の森におけるシデコブシの調査では、限られた地域の中で多様な遺伝子の違いが確認されています。

このように自然界の色々なレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そして、それが長い年月を経て受け継がれてきた結果としてバランスのとれた世界が築かれているのです。

2 生物多様性の重要性

私たち人間も生きものの一員であり、他の生きものとのつながりの中で生きています。

そして、多様な生きものが互いに影響し合ってバランスを維持している自然環境から、私たちは様々な恵みを受けて日々の営みを送っています。

① 生きものが生み出す大気と水

私たちが呼吸している酸素は、多様な植物の数十億年にわたる光合成によりつくられてきたものです。また、生きものの力が水を浄化し、その水が多く生きものを育むという循環が地球環境を支えています。

多くの生きものの生息・生育環境である土壌や海の栄養も、その形成や供給、循環に生きものが大きな役割を果たしています。

人間を含むすべての生命の生存基盤である自然環境は、こうした生きものが生み出す大気と水、そしてそれらの循環により成り立っているのです。



奥山の水源近い川

② 暮らしの基礎



綿花は生物から贈られた貴重な恵み

ア 食べものや木材など

私たちの暮らしを支えている米、野菜、魚、肉などの食料や木材、衣服の素材となる綿や絹といった天然繊維などは、すべて生きものがもたらす恵みであり、農林水産業を通じて田畑、森林、海などからもたらされるものです。

また、日本は、食料の約6割、木材の約8割を海外から輸入しており、世界中の生物多様性の恵みを利用して暮らしています。地球規模で生物多様性の損失が懸念される中、国際的な視野に立って自然環境や資源の持続可能な利用の実現に努力していかねばなりません。

イ 生きものの機能や形の利用

生きものの持つ機能や形態は、様々な形で私たちの暮らしに役立っています。

その身近な例が医薬品です。多くの植物を始めとする生きものが医薬品として利用されてきました。

また、生きものの形態や機能に学ぶこ



水をはじくハスの葉の表面

とで、画期的な技術革新をもたらすことがあります。これを生きものの真似という意味から、バイオミクリーといいます。カワセミのくちばしからヒントを得て空気抵抗の少ない新幹線の車両をデザインすることや、ハスの葉の表面構造から汚れの付きにくい塗装を開発することなどがその例です。

長い年月をかけて進化してきた生きものは、人がそこから学ぶべき優れた機能や能力を持っているのです。

ウ 地域性豊かな風土

地域の特色ある風土は、そこに生きる地域の生きものと深く関係し、様々な食文化、工芸、芸能などを育んできました。例えば、各地に存在する多種多様な漬け物や地域ごとに風味の異なる味噌、しょうゆ、日本酒、郷土料理などは、それぞれの地域に適した微生物と、気候、水、そして食材が複雑に関係して生みだされ、今日まで伝えられてきたものです。また、祭りなどにも地域における生きものの多様さが反映されています。

エ 自然とのふれあい

身近な自然の中で生きものとふれあうことは、生命を大切に思う心を養います。特に、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のためには、豊かな自然に接し学ぶ機会が何よりも重要です。

また、自然や環境への関心呼び起こし、希薄化しつつある自然と人間との関係を再構築していくためにも、自然とのふれあいは重要です。

③ 自然に守られている私たちの暮らし

私たちの暮らしは生きものの力に守られています。例えば、森林の整備や河畔林の保全は、山地災害の防止や土砂の流出防止に寄与しています。豊かな生物多様性があることは災害の防止にも役立つのです。

また、できるだけ農薬・肥料の使用を減らすなどして環境への負荷を抑えた環境保全型農業は、農業自体を持続可能なものにするだけでなく、安全な食べものの供給という面で、私たちの暮らしを守ることに繋がります。

3 生物多様性の危機

私たち人間は、たくさんの生きものに支えられている一方で、多くの生きものを絶滅させています。人間は過去の平均的な生きものの絶滅スピードをこの数百年でおよそ1,000倍に加速させ、毎年4万種ずつが失われているとの説もあります。

私たちは今、地球規模で生物多様性の危機ともいえる状況に直面しているのです。

① 第1の危機(人間活動や開発による危機)

人間活動や開発などが引き起こす生物多様性への影響です。動植物の乱獲、盗掘、過剰な採取による影響、開発などによる土地利用の変化、様々な汚染物質

の排出による生息・生育環境の悪化などがあげられます。

これらの問題に対しては、人間活動や開発に伴う影響を適切に回避、または低減していく必要があります。



開発による土地利用の変化

② 第2の危機(人間活動の縮小による危機)

第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退したことによる影響です。かつて里山は、薪炭林や採草地として利用されてきました。こうした人の手が加えられた地域は、独特の自然環境を形成し、多様な生きものを育んできました。

しかし、人口減少や高齢化が進み、また農業形態や生活様式の変化が、里地里山における人間活動を縮小させたことにより、そこに成立してきた生態系の多様性が損なわれ、生息・生育してきた動植物も次第に失われつつあります。

これらの問題に対しては、現在の地域社会がおかれている状況を踏まえて、自然的・社会的特性に応じた、より効果的な保全・管理の仕組みづくりを進めていく必要があります。



手入れ不足による竹林の荒廃

③ 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)

まず、移入種による生態系のかく乱があげられます。アライグマ、オオクチバスなどの移入種が、人の手によって国外や国内の他の地域から持ち込まれ、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。

また、化学物質が生態系へ影響を与えるおそれもあげられます。化学物質による生態系への影響については未解明な分野も数多く残されていますが、野生生物の変化の把握に努めるとともに、化学物質による生態系への影響について適切なリスク管理などを推進していくことが重要です。

④ 地球温暖化の影響

こうした三つの危機に加え、地球温暖化による生物多様性への深刻な影響についても重大な危機としてあげる必要があります。

既に生じている地球規模での影響としては、永久凍土地域の地盤の不安定化、春季現象(発芽、鳥の渡り、産卵行動など)の早期化、動植物の生息域の

高緯度・高地方向への移動、熱波による死亡などがあります。県内でも、例えば、暖海性魚類であるアイゴが沿岸に多く出現し、その食害による岩礁性褐藻類のアラメなどの群落が減少するといった影響が既に見られます。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書(2007)によると、20世紀後半の北半球の平均気温は、過去1,300年間の内で最も高温であった可能性が高いとされています。また、過去100年間に世界の平均気温が0.74℃上昇し、最近50年間の平均気温の上昇の長期傾向は、過去100年のほぼ2倍の速さとされています。

生物多様性は、気候変動に対して特に脆弱であり、同報告書によると、全球平均気温の上昇が1.5～2.5℃を超えた場合、これまでに評価対象となった動植物種の約20～30%は絶滅リスクが高まる可能性が高く、4℃以上の上昇に達した場合は、地球規模での重大な(40%以上の種の)絶滅につながると予測されています。

地球温暖化が進行した場合、本県の生きものや生態系にどのような影響が生じるかについては、科学的知見の蓄積が十分ではありませんが、環境の変化に対して弱い分野を中心にその影響が心配されます。

このため、地球温暖化の緩和努力とともに、地域レベルでの影響の把握やその適応策についての検討が課題です。

TOPICS 2

レッドデータブック あいち 2009

愛知県では、平成13年度に「レッドデータブックあいち」（絶滅のおそれのある種への配慮を促すため、それらの種の情報を記した本）を作成しましたが、平成21年3月に、最新の調査結果を踏まえて改訂しました。

今回、絶滅のおそれがある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）とされたものは、植物480種、動物275種です。平成13年度と比較すると、植物で35種、動物で41種、それぞれ増加しています。

こうしたことから、県では希少野生動植物の保護及び在来種の生息を脅かしている移入種への対策について、新たな規制を実施していくこととしています。



オオサンショウウオ 県:絶滅危惧ⅠB類

TOPICS 3

アカウミガメの 保護

愛知県東部の豊橋市と田原市の太平洋岸にある約47キロに及ぶ砂浜「表浜（おもてはま）」は、アカウミガメの産卵地として知られています。

アカウミガメは「種の保存法」により指定された国際希少野生動植物種で、主に温帯・亜熱帯の海に生息していますが、毎年5月頃から日本の太平洋岸に産卵のため上陸します。親亀は砂浜に穴を掘り、その中に産卵します。卵は2か月ほどで孵化し、海へ旅立っていきます。

全国の砂浜が護岸工事や開発により減少している中、表浜は本州有数のアカウミガメの産卵場となっており、地元市町村やNPOなどによる保護の活動が行われています。本県では、表浜への車両の乗り入れを平成18年から規制しているほか、保護活動への支援を行っています。



アカウミガメ 県:絶滅危惧ⅠB類

第2節 本県の現況

本県は、温暖な気候のもと、山地から海岸へ変化に富んだ地形・地質と、大小河川の存在などが、多様な自然環境を育んでいます。

ここでは、本県における自然環境の現状を、地形・地質、植物と動物、生態系、希少野生動植物、移入種の五つの区分から概観しました。

1 地形・地質

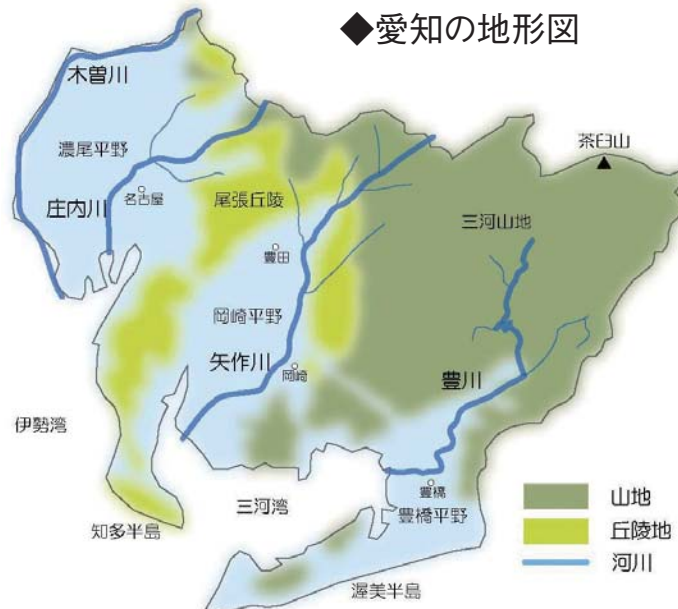
本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、二つの半島と二つの内湾を擁し、標高0m以下の低地から1,400mを超す山地まであります。海岸総延長は約598kmで、山地と平野の間には丘陵及び段丘地形が広がり、泥炭が堆積した中間湿原や東海地方に特有の湧水湿地が点在しています。

地勢は、県南東部の豊橋市から北西の犬山市を結ぶ線を境として、その南西部には木曾三川流域に濃尾平野・尾張丘陵、矢作川流域に岡崎平野、豊川流域に豊橋平野が発達しています。南部は知多・渥美半島が突き出して三河湾を抱き、佐久島・日間賀島・篠島などの島しょが点在しており、これらの湾奥部には干潟、藻場、浅場が分布しています。また、北東部は長野県境に位置する茶臼山を中心とする山地を形成しています。

県東部には西南日本を内帯(北側)と外帯(南側)に分ける日本最長の断層系である中央構造線が通っています。静岡県浜松市出馬あたりから本県に入り、新城市に多くの露頭を残したあと桜淵から地下に入り、渥美半島の三河湾側をかすめて、三重県の伊勢に姿を現します。

内帯には領家変成帯が分布しており三河山などをつくり、片麻岩や花崗岩類が見られます。外帯には三波川変成帯、秩父帯が分布しており、三波川帯では緑色変岩や黒色変岩、蛇紋岩が見られ、秩父帯ではチャート、千枚岩、石灰岩などが見られます。奥三河には、設楽第三紀層、設楽火山岩類が分布しています。尾張丘陵は第三紀層・洪積層からなり、尾張富士(犬山市)・小牧山(小牧市)など一部に古生層が点在しています。知多半島の野間-片名線以北は尾張丘陵の延長であり、以南は師崎層群に属する第三紀中新世よりなり、南に向かって高さを増し、先端は断崖となっています。

◆愛知の地形図



また、本県には、面積的にはわずかですが、石灰岩地植生（豊橋市石巻山）や蛇紋岩植生（新城市黄柳野）などがみられます。

2 植物・動物

本県の気候は、太平洋を流れる黒潮の影響を受けて温暖で、夏期多雨、冬期小雨型となっています。こうした気候の影響を受け、植物区分は大部分が暖帯に属しますが、奥三河山地の一部が温帯に属します。

植生は潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属しますが、平野部では古くから宅地、農地などとしての土地利用が進んだため、シイ・タブを中心とした自然植生は社寺林などにわずかに残っているにすぎません。

山地の多くはスギやヒノキを中心とした人工林となっていますが、都市近郊の丘陵部のいわゆる里山を中心にコナラ、アベマキなどを主体とする二次的植生の森林（二次林）が広く見られます。

本県の森林は人工林の割合が多いものの、変化に富んだ林相を基盤として、生物種の構成が比較的多様であり、特に二次林を含む森林では豊かな生態系が保たれています。

植物種については、気候条件や地形・地質など本県の多様な自然環境を反映し、維管束植物（品種、雑種、移入種を除く）が約2,220種確認されています。また、シデコブシ、シラタマホシクサなどの東海丘陵要素植物群が生育しているのが特徴です。

動物については、湧水湿地に生息するヒメタイコウチ、ハッチョウトンボなどが見られる特徴があります。

哺乳類（海生哺乳類を含む）は、山地を中心に26科67種の生息が確認されています。

鳥類については、67科398種と多くの種が確認されています。これは、海から山地まで多様な生態系に恵ま

れ、北方系、南方系両方の鳥の分布が見られることなどによるものです。また、藤前干潟、汐川干潟など国内でも屈指の規模の干潟があり、ダイゼン、ハマシギなど多



サシバ

くのシギ・チドリ類の越冬地や渡りの中継地となっています。さらに、木曾川、矢作川、豊川の河口付近などはスズガモ、オナガガモなどのカモ類を中心とした水鳥の大規模な越冬地として、伊良湖岬はサシバの渡りの通過点として知られています。このように全国的にみて多様な鳥類相を有するといえます。



ハッチョウトンボ

爬虫類は9科16種、両生類は7科21種が確認されており、本県が分布域の東限（庄内川水系以西）とされるオオサンショウウオの生息が見られます。

このほか、国指定天然記念物のネコギギを始めとする淡水産魚類14科51種や、昆虫類約7,600種、クモ類523種、陸・淡水産貝類193種及び内湾産貝類約350種の生息が確認されています。

3 生態系

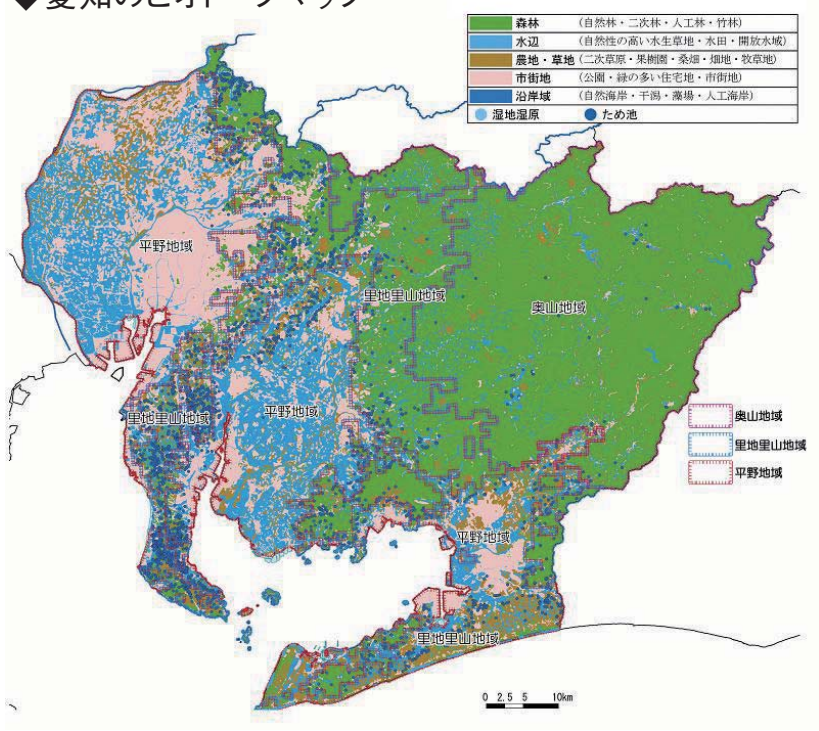
生態系とは、植物や動物などの生きものとそれを取り巻く水、空気、土壌などの非生物的環境を包括した全体を指します。そして、生態系の構成要素は、生きものとその周りの環境や生物間の相互作用などによって動的に関係し合っています。私たち人間もまた生態系の一構成要素として、生存のために生態系から様々な資源や機能の恩恵を受けています。



奥山、里地里山、沿岸、河川など多様な生態系

生態系は、広大な森林から小さな池まで様々なスケールで考えることができますが、そこに生息・生育する生物種を考慮しながら本県の代表的な生態系を抽出すると、「奥山生態系」「里地里山生態系」「湿地湿原生態系」「平野生態系」「沿岸域・里海生態系」があげられます。また、奥山に源流を発し、里地里山、平野を貫いて沿岸域へと至る河川や湖沼は、これらの生態系を構成する要素であるとともに、「河川・湖沼生態系」を形成しています。

◆愛知のビオトープマップ



4 希少野生動植物

多様な生態系は、多くの生きものにより構成されています。しかしながら、開発などに伴う野生動植物の生息・生育環境の消失、過剰な採取による植物群落の減少のほか、里山などで見られる環境の質の変化などにより、絶滅のおそれが心配される種も少なくありません。

本県では、絶滅のおそれのある野生動植物の現状を的確に把握し、その保護と生物多様性の保全を図るため、平成20年度にレッドデータブックあいち2009を作成しました。

本県が編さんしたレッドデータブックあいち2009には、シデコブシを始めとする維管束植物など植物680種、コノハズクを始めとする鳥類、哺乳類、淡水魚類、昆虫類など動物523種の合計1,203種を掲載しています。そのうち、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧I類及びII類）の数は、植物種480種（確認種約2,720種の17.6%）、動物種275種（確認種約9,200種の3.0%）であり、その内訳は、維管束植物（種子植物、シダ植物）がカキツバタなど421種、コケ植物（蘚類、苔類）がホソバミズゴケなど59種、哺乳類がカヤネズミなど13種、鳥類がカワセミなど48種、爬虫類がアカウミガメ1種、両生類がオオサンショウウオなど5種、淡水魚類がネコギギなど11種、昆虫類がタガメなど78種、クモ類がミカワホラヒメグモなど29種及び貝類がハマグリなど90種となっています。

◆レッドデータブックあいち2009（植物編）掲載種数

対象	評価区分 絶滅(EX)	絶滅のおそれのある種			小計	準絶滅危惧 (NT)	計	国リスト ※1	県内確認種数 ※2
		絶滅危惧IA類 (CR)	絶滅危惧IB類 (EN)	絶滅危惧II類 (VU)					
維管束植物（小計）	42	58	163	200	421	124	587	25	約2,220
シダ植物	2	3	21	25	49	15	66	0	約270
裸子植物	0	0	2	3	5	3	8	0	約20
被子植物 離弁花類	9	18	49	65	132	40	181	6	約810
合弁花類	16	16	40	36	92	33	141	10	約520
単子葉類	15	21	51	71	143	33	191	9	約600
コケ植物（小計）	3	14	22	23	59	6	68	-	約500
蘚類	0	13	18	18	49	5	54	-	約350
苔類	3	1	4	5	10	1	14	-	153
計	45	72	185	223	480	130	655	25	約2,720

※1:環境省レッドリスト(2007年版)に記載されているが、愛知県において絶滅種、絶滅危惧種、準絶滅危惧種に該当しない種(維管束植物)。
 ※2:品種・雑種を除き、亜種・変種を含む。また、移入の可能性が高い植物を除く。維管束植物について、10以下の数は四捨五入した。



コノハズク



シデコブシ



オオタカ

◆レッドデータブック2009(動物編)掲載種数

対象	評価区分 絶滅(EX)	絶滅のおそれのある種			小計	準絶滅危惧 (NT)	情報不足 (DD)	計	地域個体群 (LP)	県内確認 種数
		絶滅危惧IA類 (CR)	絶滅危惧IB類 (EN)	絶滅危惧II類 (VU)						
哺乳類	3	6	3	4	13	8	1	25	2	71
鳥類	0	9	13	26	48	31	1	80	3	398
爬虫類	0	0	1	0	1	0	3	4	0	16
両生類	0	2	2	1	5	4	4	13	0	21
淡水魚類	0	2	1	8	11	6	1	18	0	51
昆虫類	10	16	25	37	78	74	33	195	0	約7,600
クモ類	0	2	15	12	29	4	1	34	0	523
貝類(小計)	9	53	8	29	90	49	6	154	0	約540
陸産	0	3	2	5	10	14	1	25	0	155
淡水産	5	3	0	2	5	4	2	16	0	38
内湾産	4	47	6	22	75	31	3	113	0	約350
計	22	90	68	117	275	176	50	523	5	約9,200

(注) 絶滅(EX) 愛知県では既に絶滅したと考えられる種、又は、飼育・栽培下のみで存続している種
 絶滅危惧IA類(CR) ごく近い将来、野生で絶滅する危険性が極めて高い種
 絶滅危惧IB類(EN) 近い将来、野生で絶滅する危険性が高い種
 絶滅危惧II類(VU) 絶滅危機が増大している種
 準絶滅危惧(NT) 存続基盤が脆弱な種
 情報不足(DD) 評価するだけの情報が不足している種
 地域個体群(LP) 愛知県で特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群

5 移入種

人為的に海外や国内の他地域から持ち込まれた移入種の中には、オオクチバス、オオキンケイギクなどのように在来種を圧迫したり、在来の近縁な種との交雑などにより生態系をかく乱する者があります。また、アライグマ、カミツキガメ、セアカゴケグモなどは農林水産業や人の生命または身体に害を及ぼすおそれがあり、各地で問題を引き起こしています。



オオクチバス

国においては平成17年6月から「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」が施行され、海外起源の生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものを特定外来生物として指定しています。県内におけるこれらの生息状況などを把握するため、平成16年度～20年度に市町村や自然観察指導員に対してアンケート調査を行った結果、県内では国が指定する96種類の特定外来生物のうち22種の特定外来生物の生息・生育が報告されました。

第3節 本県の課題

ここでは、生物多様性の問題に取り組む上での課題について、人や人の活動との関わりから検討し、その解決に向けた対応の方向性を整理します。

まず、本章第1節で取り上げた生物多様性の三つの危機に地球温暖化による影響を加えた四つの危機に対応する課題を整理するとともに、課題に取り組むための基盤づくりとして、県民生活や企業活動における生物多様性への配慮の問題を取り上げています。

次いで、こうした課題の整理に基づき、次章の目標を検討しています。

1 野生生物の生息・生育環境の保全と生態系ネットワークの形成

◆地目別土地利用の推移

	昭和50年①		昭和60年		平成7年		平成17②		30年間の増減(①→②)	
	面積(ha)	構成比	面積(ha)	構成比	面積(ha)	構成比	面積(ha)	構成比	面積(ha)	増加率
農用地	106,333	20.8%	95,349	18.6%	88,613	17.3%	84,232	16.5%	△22,101	△20.8%
森林	227,425	44.5	225,880	44.2	221,938	43.4	220,069	43.0	△7,356	△3.2
原野	1,087	0.2	657	0.1	211	0.0	74	0.0	△1,013	△93.2
水面・河川・水路	24,072	4.7	23,873	4.7	24,383	4.8	24,065	4.7	△7	△0.0
道路	32,358	6.3	38,743	7.6	42,565	8.3	45,906	9.0	13,548	41.9
宅地	62,345	12.2	74,422	14.6	83,413	16.3	90,245	17.6	27,900	44.8
住宅地	36,742	7.2	43,432	8.5	48,433	9.5	53,197	10.4	16,455	44.8
工業用地	12,351	2.4	12,185	2.4	13,273	2.6	12,533	2.5	182	1.5
その他宅地	13,252	2.6	18,805	3.7	21,707	4.2	24,515	4.8	11,263	85.0
その他	57,753	11.3	54,835	10.7	53,826	10.5	51,623	10.1	△6,130	△10.6
合計	511,373	100.0	513,759	100.0	514,949	100.0	516,214	100.0	4,841	0.9

(注)面積(ha)は、県土地に関する統計年報による。

戦後50年間の急速な経済発展の中で、山間地における自然林の伐採とスギ、ヒノキの植林、平野部における農地や林地の宅地化、沿岸の埋立てなどによる工業用地化といった土地利用の変化が進み、多様な生きものの生息・生育環境であった森林や田、畑、ため池などが減少してきました。本県の地目別土地利用の経年変化からも、農用地や森林が減少し、道路や宅地が増加していることが分かります。

多くの生きものは、生きていくために様々な環境を必要とします。餌を採る場所、休息や繁殖の場所となる森や水辺、草地などそれぞれ異なる生息・生育環境が、その生きものの行動圏の中に繋がった形で存在していなければなりません。例えば、カエルは、卵やオタマジャクシの時は水田や小川などの水中で過ごしますが、大きくなると陸上でも暮らすようになります。

つまり、生きものにとって、緑地や水辺といった十分な生息・生育空間だけでなく、それらを結ぶ移動経路が確保されていること、すなわち生態系ネットワークが形成されていることが必要です。

開発や植生の遷移などから生きものの生息・生育環境を保全し、それらを緑地や水辺の創出・再生によりつなぐ生態系ネットワークを、県、市町村、さらに小さな地域といった様々な大きさで考え、その形成を進めていくことが重要です。

2 人との関わりや営みを通じた里地里山など身近な自然の保全・再生

田畑などの農地や里山の自然環境は、長い歴史の中で、農業など人の働きかけにより維持され、そこに独特の生態系や景観が育まれてきました。

とりわけ、里山は、かつて日々の暮らしの中で、農産物の生産のための肥料、燃料とするための薪炭、生活資材となる竹などを手に入れる場として利用されてきました。そうした営みがつくり出す自然環境が、多くの動植物の生息・生育の場となっていたのです。しかし、都市化の進展などに伴い里山自体が減少し、さらに生活様式の変化も相まって、生態系が多様性を失いつつあります。

近年、里地里山が持つ多様な生きものの生息・生育環境や自然とのふれあいの場としての役割の重要性が見直され、その保全・再生に関する関心や取組の機運が高まりを見せています。

本県では、これまで、県内の里山の分布状況の調査や、ワークショップの開催などの啓発事業、保全活動を担う里山保全アドバイザーの育成などを行ってきました。今後は、里地里山など身近な自然の保全に取り組む県民やNPOなどの活動を支援し、活発化させていくことが必要です。このため、あいち森と緑づくり税も効果的に活用してしていくことが重要です。



里山の保全活動

また、里地里山の保全・再生には、なによりも営みの場としての農山村地域の振興が不可欠であり、このため、担い手の育成・確保や農地の有効利用の促進、都市と農山村の交流・協働事業の促進など総合的な取組が必要です。

3 絶滅のおそれのある種の保護と移入種への対応

野生動植物種の絶滅はかつてない速さで進行しているといわれており、本県においても、乱獲や生息・生育地の開発などにより、幾つかの種が絶滅したり、絶滅のおそれが心配されています。

種の絶滅は生態系の多様性を低下させ、そのバランスを損なうおそれがあるばかりでなく、様々な自然の恩恵を永久に消失させることにもつながりかねません。

本県では、平成8年度から野生動植物の生息・生育状況などの調査を行い、平成12年度にレッドリスト、平成13年度にレッドデータブックを作成し、絶滅のおそれのある種の保護を図ってきました。その後、全国的に野生動植物種の減少や生態系への影響が指摘されていたことや野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼす土地の改変などの様々な状況が変化していることなどから、平成18年度から調査を行い、平成19年度に第二次のレッドリスト、平成20年度にレッドデータブックあいち2009を作成しました。

野生生物を取り巻く環境や生息個体数などは常に変化していることから、今後
もレッドリストの定期的な見直しのための継続的な情報の収集を行い、絶滅のおそ
れのある種の保護につなげていくことが必要です。

さらに、毒性のあるセアカゴケグモのように物流とともに国外から持ち込まれた種
や、国内の他地域から人為的に持ち込まれて放されることにより、在来の生きもの
に大きな影響を及ぼすおそれがある種など、移入種が問題となっています。しかし
ながら、その実態が必ずしも十分に把握されていないため、県内における移入種
の生息状況などの情報を収集整理し、適切な防除などの対策を進めていくことが
必要です。

4 地球温暖化の影響への対応

これまで、生きものや生態系は、気候変動などの環境変化に適応して進化を遂
げてきたと考えられています。しかし、人間活動がもたらす大気中の温室効果ガス
濃度の増加による地球温暖化の進行は、生きものや生態系が適応できるスピード
を超え、種の絶滅を含む大きな影響を与えることが予測されています。

地球温暖化の防止のためには、温室効果ガスの排出量と自然の吸収量のバラ
ンスがとれた社会を築くことが必要です。そのためには、これまでの温室効果ガス
を大量に排出することで発展してきた経済活動や生活様式を見直し、温室効果ガ
スの排出削減に配慮した産業構造への転換やライフスタイルの転換など、長期的
な視野に立った総合的な取組が求められます。

また、地球温暖化への適応を進める観点から、地球温暖化が地域の生態系に
及ぼす影響の把握や、地球温暖化に適応した品種の開発なども重要です。

5 県民生活・企業活動における生物多様性への配慮の促進

① 生活行動における生物多様性への配慮

生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進するためには、生物多
様性について関心を持ち、日々の暮らしの中で行動することが重要です。

しかしながら、生物多様性に対する認識はまだ十分ではなく、生活行動におけ
る生物多様性への配慮までには至っていません。

このため、まずは生物多様性とは何か、なぜ重要なのかといったことを理解し、
生物多様性への配慮を、日常の生活行動の中に織り込んでいくことが重要です。

具体的には、省資源・省エネやリサイクルに努めて環境負荷を減らすことや、
食料品などの地産地消、生物多様性の保全に積極的に取り組む企業の商品
を選択することも一つの方法です。

また、自然の恵み豊かな県土を次世代に引き継いでいくためにも、生物多様
性の重要性とその恵みについて一人ひとりが真剣に考えたり、話し合ったりする

ことも重要なのです。

② 産業活動における生物多様性への配慮

地域社会の発展のために、産業活動は大きな役割を担っています。一方で、これらの活動が、自然環境の質の低下や野生動植物の生息・生育域の減少をもたらすなど、生物多様性に影響を与えてきた面があったことも否定できません。

生物多様性が失われることは、その恵みを受けている産業そのものの存続を脅かすものであり、産業活動の持続可能な発展のためには、生物多様性への適切な配慮が必要です。

例えば、原材料調達から製造段階、さらには流通、販売までの一連の流れ（サプライチェーン）を含めたより広い範囲で生物多様性に配慮することや、企業の社会貢献活動の一環として工場敷地を活用したビオトープづくりや企業が所有する森林などでの野生動植物の保全活動、こうした場を活用した環境学習活動などに取り組むことが期待されています。また、農林水産業においても、環境保全型農業や資源管理型漁業などの取組が重要です。

生物多様性がもたらす生物資源は決して無限ではなく、それを持続させようとする努力がなされない限り、いつか枯渇するものであるとの認識を持ち、生物多様性の恵みを効率的に利活用するとともに、産業活動が生物多様性の劣化を招かないような配慮がこれからの産業活動には求められます。

③ 生物多様性に関する情報の収集と提供体制の整備

生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を進めるためには、野生動植物の生息・生育状況など科学的な自然環境情報や知見の収集、整備が不可欠です。

そのためには、希少種や移入種などの生息状況や生物多様性の保全上の重要な地域についての調査を継続的かつ多様な環境において実施し、科学的かつ客観的なデータの収集と充実に努める必要があります。

その上で、現状を把握し、生物多様性の劣化をできるだけ早い段階でとらえて、諸課題を抽出するとともに、保全対象を特定し適切な保全対策を立案するなどの確な対応が重要です。

また、収集・整備された情報については、多様な利用者や利用目的に応じた利活用が行われるよう、情報の提供体制の整備を進める必要があります。

こうした生物多様性に係る情報などの収集、整備に当たっては、各分野の専門家とのネットワークの構築・強化のほか、博物館など関連施設や市町村、各地のNPOなどとの情報交換や連携のための体制整備を進めるとともに、各種調査活動への地域住民やボランティアの参加促進などの取組も重要です。

さらに、本県における生物多様性に関する情報の拠点となる機能の整備について検討する必要があります。

TOPICS 4

渡り鳥の国際的 保護活動 (ラムサール条約等)

1971年、イランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」いわゆる「ラムサール条約」が採択されました。

この条約は、湿地の保全及びワイズユース（賢明な利用）の推進を目的としており、これらを支え促進していく交流・学習・普及啓発が重要としています。条約の採択当初は、国境を越えて行き来する水鳥の生息地としての湿地の機能に重点が置かれていましたが、取組が進む中で様々な湿地生態系が果たす役割の重要性が広く認められるようになってきました。

2008年10月現在、締約国154ヶ国、登録湿地数1,820ヶ所、その合計面積は約169百万haに及んでおり、日本では登録湿地数37ヶ所、その合計面積は約13万haとなっています。本県では、平成14年11月に藤前干潟（名古屋市）が登録されており、地元、NPO、行政などが連携して保全活動を進めています。



藤前干潟



四谷千枚田(新城市)

第3章 目標

第1節 県土の将来像

本節では、生命と暮らしを支える生物の多様性を将来の世代に継承し、県民がその恵みを持続的に享受することを旨とする県土の将来像を示します。

「恵み豊かな生物多様性を育む地域づくりを通して、 人と自然との共生を実現する」

多様な自然環境のもと、活発なモノづくりや農林水産業が営まれている愛知県の地域特性を踏まえ、生物多様性の恵みが持続可能な形でもたらされ、里地里山や里海など身近な自然とふれあうことができ、生物多様性の豊かさが実感できる社会の実現を目指します。

私たちの生命と暮らしは、生物多様性によって支えられています。

私たちの大切な食料である米や野菜、魚介類、住まいの材料となっている木材、衣服の原料となっている綿や絹、こうした生物多様性の恵みは、様々な産業活動を通して私たちにもたらされています。

また、豊かな森などの自然環境は、私たちを災害から守るとともに、やすらぎや癒しなど心を豊かにする場でもあります。

このように、私たちの生命や暮らしを支えている生物多様性の恵みが、適切に保全されながら様々な産業活動によって持続可能な形で利用され、その豊かさを実感できる自然と共生する地域社会の構築を目指します。



森のやすらぎと癒し

本県では、平成17年に自然の叡智をテーマとする愛・地球博を開催し、多くの県民やNPOの皆さんと協力しながら成功させました。また、海上の森や藤前干潟を保全し、県民の財産として将来に残す取組を行っています。

私たちはこうした経験を生かし、多様な生きものつながりとにぎわいを維持し、将来の世代に引き継いでいくことが求められています。

今こそ、県民、企業、NPO・NGO、専門家、行政など多様な主体が連携・協働して、生物多様性をキーワードとする具体的な行動に踏み出していかなければなりません。

① 多様な自然と豊かな生命のつながりが育まれていること(生物多様性の保全)

生物多様性は、生態系、種、遺伝子の三つのレベルでの多様性が確保されるこ

とにより保全されるものです。そのためには、生態系ネットワークの形成や健全な水循環の確保を通じて、森林、緑地、河川、湿地などの自然環境の特性に応じた動植物や生態系の保全を目指します。

また、現に生存している種の絶滅を防止するため、希少野生動植物の保護も重要です。

② 将来の世代にわたって生物多様性の恵みを分かち合うこと (生物多様性の持続可能な利用)

私たちの暮らしや産業活動は、自然資源に深く依存して成り立っています。このため、農林水産業や製造業などすべての産業活動において生物多様性に配慮し、それを減少させない方法で持続可能な利用を行うことによって、生物多様性の恵みを将来の世代にわたって利用できる、豊かな自然に恵まれた快適で暮らしやすい県土の形成を目指します。

③ 多様な主体の協働により自然との共生が守り伝えられていること (生物多様性を支える基盤づくり)

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めるためには、生物多様性の重要性が社会に広く深く浸透・定着し、県民、企業、NPO・NGO、専門家、行政がそれぞれの役割を踏まえつつ協力・協働して、自然環境や野生動植物の保全活動・環境学習活動の推進、ライフスタイルの転換や企業の社会貢献活動などを通じて、地域から生物多様性への配慮が促進されるような基盤づくりを目指します。

TOPICS 5

愛知の 湿地・湿原

「湿地・湿原」とは、「湖沼に生えていた植物が腐らずに堆積し、長年の間に陸地化していく途中の草地」、あるいは「排水の悪い平坦地に生えていた植物が腐らずに堆積した場所にできた草地」のことです。

全国には様々な「湿地・湿原」があり、成立条件や変化の経過によって「沼沢湿原」「泥炭湿原」などに分類されています。

本県を含む東海地方には、透水性の悪い粘土層の上に特有の湿地が点在しています。谷間の平坦地で、常に湧き水がある湿地に、「東海丘陵要素植物群」と呼ばれる独特の植物が生育しています。

県内の主な湿地・湿原のうち、葦毛湿原（豊橋市）、藤七原湿地（田原市）、壱町田湿地（武豊町）などが東海地方特有の湿原であり、そのほかに泥炭湿原として長ノ山湿原（新城市）、沼沢湿原として小堤西池（刈谷市）などがあります。



葦毛湿原（豊橋市）

第2節 生態系ごとの将来像

本節では、県土の代表的な生態系に着目し、それぞれの特性に応じた将来像を掲げました。県土の将来像の実現のためには、生態系ごとの取組が重要です。

本県の代表的な生態系である「奥山」「里地里山」「湿地湿原」「平野」「沿岸域・里海」「河川・湖沼」において、それぞれの特性に応じた生きものの生息・生育環境が保全され、そこに多様な生きものが息づく地域を目指します。

ここでは、本県の代表的な生態系を次の六つに区分しました。

それぞれの生態系では、多種多様な生きものの生命が育まれています。様々な生きものが、これからも私たちとともに生きていけるよう、森や水辺など生きものにとって必要な環境を一体的に保全していくことが必要です。

そして、県土レベルでは、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している重要地域を核(コアエリア)として、これらを河川、沿道や公園の緑地、海岸など(コリドー)により生態系の面から有機的につなぐことにより、生きものの生息・生育空間の適切な配置やつながりが確保された生態系ネットワークを形成していくことが重要です。

県土レベルでの生態系ネットワークの形成のイメージを115～116ページに図示します。

① 奥山生態系

木材などの生産と自然環境保全の機能を併せ持つ森林の適切な整備・保全が行われることにより、スギ・ヒノキの人工林やブナ、モミ、ツガの自然林などの多様な森林が、連続性を保ちつつ広がり、森林生態系が形成されていること。

② 里地里山生態系

活発な農業が営まれるとともに、自然とふれあう場としての利用や保全活動が行われることにより、アカマツ、コナラ、アベマキなどの二次的森林とため池、水田、畑、採草地などの多様な生きものの生息・生育環境がモザイク的に存在し、人間活動と地域の自然特性が調和した生態系が形成されていること。

③ 湿地湿原生態系

水源となる後背地を含めて適切な保全が行われることにより、自然の遷移による乾燥化を抑止して、本県に特徴的なシデコブシ、シラタマホシクサに代表される東海丘陵要素植物群を始めとする野生動植物の生息・生育環境としての生態系が形成されていること。

④ 平野生態系

水辺や河畔林を始め、カエルやトンボなどが生息できる水田やため池、社寺林の保全、都市公園など身近な緑地、水辺、学校ビオトープなどの自然環境の保全・創出により、日常生活において緑や水と親しみ、野生動植物とふれあうことができる生態系が形成されていること。

⑤ 沿岸域・里海生態系

干潟や浅場の持つ様々な生きものの誕生・成長の場、水産資源の生産の場、水質の浄化、自然とのふれあいの場など多様な機能を高めるとともに、海岸線が醸し出す豊かな景観が保全されることにより、干潟や河口域と陸域との適切なつながりが保たれた生態系が形成されていること。

また、アカウミガメの産卵や、スナビキソウなどの希少な植物が生息・生育する砂浜、崖地などが適切に保全されていること。

⑥ 河川・湖沼生態系

自然河岸や河川周辺の氾濫原としての湿地帯や河畔林などが保全されることにより、水生生物や魚類などの良好な生息・生育地となる多様な河川生態系が形成されていること。

また、河川と周辺の湖沼、湿原や農地などの間では、生きものの移動が可能となっており、河川の上流から河口、沿岸域の間の自然環境の連続性も改善され、流域における健全な水の循環による豊富な水量と良好な水質が維持される中で、豊かな水域の生態系が保たれていること。

美しい水辺と豊かな自然環境が地域に存在することで、歴史・文化、住民の生活と調和した風景が創り出されていること。

TOPICS 6

生物多様性と文化財保護

文化財保護法や県の文化財保護条例では、わが国や郷土の自然を理解する上で学術的に貴重な動植物やその生息地、自生地を「天然記念物」として、また、庭園や山岳、峡谷など観賞の対象となるような美しい景観を「名勝」として保護の対象としています。これらは、わが国の風土や文化を育んだ日本人と自然の係わりを現代に伝える貴重な遺産として、国や県などにより文化財として指定されています。

たとえば、愛知県内では、天然記念物として「川宇連ハナノキ自生地（豊根村）」、名勝として「木曾川(犬山市)」がいずれも国の指定となっており、また、「木曾川堤（サクラ）（一宮・江南市）」のように、名勝及び天然記念物として、両方の国指定を受けているものもあります。

これら、天然記念物や名勝を保護するためには、周辺の環境や生態系にも配慮した継続的な活動が大切であり、このような取り組みは、生物多様性の維持にも繋がるものです。

名勝・天然記念物の指定状況(文化財)

指定	名勝	天然記念物			合計
		動物	植物	地質・鉱物	
国指定	5	7	16	3	31
		26			
県指定	5	5	49	5	64
		59			



国指定 名勝・天然記念物
木曾川堤(サクラ)

第3節 目標期間

長期的な視野を持ちつつ2025年を目標として取り組むとともに、概ね5年を目途に戦略の点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

自然の回復には、それが失われるのに要した時間よりはるかに長い50年、100年といった長期間を必要とします。また、生物多様性の保全や持続可能な利用は、ライフスタイルやビジネススタイルなど社会経済の仕組みとも関わるものであり、そのための取組は、長期的な視点から着実に進めることが重要です。

本県では、環境行政のマスタープランである第3次愛知県環境基本計画(平成20年3月)を策定し、2025年を目標期間として、「脱温暖化社会」「資源循環社会」「安全・安心社会」「参加・協働社会」とともにこの戦略が目標として掲げる「人と自然が共生する社会」の実現を目指して取り組んでいます。

本戦略の目標期間は、第3次愛知県環境基本計画の施策と統合的に進めることが効果的であることから、環境基本計画と同様に2025年を目標とします。

TOPICS 7

「あいち森と緑づくり税」を活用した事業

<間伐の推進>

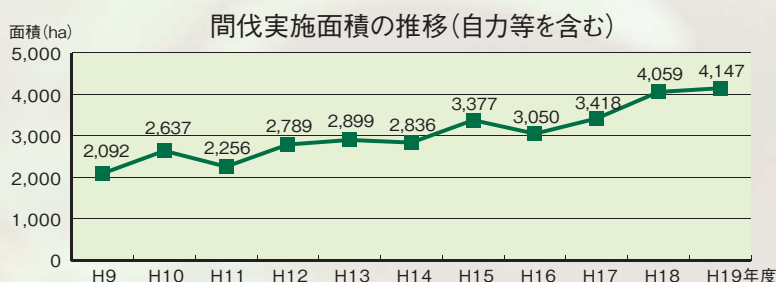
森林の手入れの中でも、とりわけ重要なのが「間伐」です。樹木が込み合ってくると、森林の内部に十分な光が届かなくなり、樹木が健全に成長できなくなるだけでなく、下層植生（森林の下の方に育つ植物群）の衰退や土壌の流出など、森林生態系全体に悪影響を与えます。そこで、樹木を抜き切り



することによって、残された樹木を良好に成長させるとともに、下層植生や土壌などの維持・回復を図るのが「間伐」です。

近年では、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化により、「間伐」

が不十分な森林が発生していますが、森林の持つ公益的機能を維持していくために、「あいち森と緑づくり税」の活用などによって「間伐」の推進を図っています。



<市街地の緑の保全と創出>

緑豊かな快適で個性的な都市づくりを進めるためには、地域の自然的、社会的条件等を十分に配慮しつつ、緑の持つ環境改善・防災・景観形成などの多様な機能を維持・向上させるよう適正な計画づくりをする必要があります。

愛知県では、複数の市町村にまたがる広域的見地から複数の市町村にまたがる「愛知県広域緑地計画」を策定するとともに、個々の市町村による「緑の基本計画」の策定を促進し、都市公園をはじめ公有地の緑の確保を進めるとともに、市街地の過半を占める民有地の緑化も進めています。

そのため、「あいち森と緑づくり税」も活用して、県民協働により、市街地の緑の保全・創出を一層推進していきます。

<生態系の保全・生態系ネットワークの形成>

すべての生き物は「生態系」の中で、他の生き物とのつながりの中で生きています。希少野生動植物種を保全するためには、希少種だけを守ろうとするのではなく、希少種の生息生育環境に着目した「生態系」そのものを保全していく必要があるのです。

そこで愛知県では、学識者からなる検討会の助言・意見を踏まえながら現地調査や資料収集調査を実施し、良好な生態系を維持するための保全の考え方を取りまとめ、その普及に取り組んでいます。

- 「里山生態系保全の考え方」： 猛禽類の生息環境を里山生態系の指標とした保全の考え方
(平成14年度)
- 「沿岸域生態系保全の考え方」： 沿岸域の生物生息機能や水質浄化機能等に着眼した保全の考え方
(平成16年度)
- 「湿地・湿原生態系保全のあり方」： 湿地・湿原の保全を行う際の考え方
(平成18年度)
- 「奥山生態系保全のあり方」： 森林の持続可能な利用の推進や河川生態系の保全・再生などの課題に対処する考え方
(平成20年度)

「生態系」は、他の生態系とのつながりによって維持されています。森林と海は川によってつながり、森林から供給される栄養分が川や海の生命を育んできました。人が食料を得るための水田もまた、周囲の樹林から栄養を受け取り、魚やトンボ等のすみかとなります。このよ



うに、奥山から海に至る水の流れや森と森とのつながり、ため池や樹林などの様々な自然環境の組み合わせによって、多様な動植物が生息生育することができます。

愛知県では、生物の生息生育空間となっている貴重な自然環境（コアエリア）を保全するとともに、これらを緑地や水辺等によりつなぐことによって、野生動植物が生息生育し、移動することが可能になるような「生態系ネットワーク」の形成に取り組んでいます。

また、「あいち森と緑づくり税」を活用して、「生態系」の保全や「生態系ネットワーク」の形成に向けた活動を行うNPOなどに対して支援を行っています。



矢作川(豊田市)